

佐賀県後期高齢者医療広域連合 PRESS RELEASE

令和元年10月1日

報道機関 各位

佐賀県後期高齢者医療広域連合長 横尾 俊彦
佐賀市長 秀島 敏行
(保険年金課取扱い)

はり、きゅうの施術に係る療養費の不正請求について

佐賀県後期高齢者医療制度及び佐賀市国民健康保険において、はり、きゅうの施術に係る療養費の不正請求が発生した。

1 不正請求の概要

(1) 不正請求を行った者

- ア 開設者及び施術者：福成 隆之（ふくなり鍼灸院）
施術所所在地：佐賀市鍋島町大字八戸溝1250-4
イ 開設者及び施術者：白濱 守（白濱鍼灸治療所）
施術所所在地：佐賀市西田代1丁目6番5号

(2) 不正受給額

- ア 佐賀県後期高齢者医療制度 2,800,944円（被保険者9名、延べ235件）
※平成26年3月から平成30年11月までの施術分
イ 佐賀市国民健康保険 614,292円（被保険者3名、延べ71件）
※平成28年2月から平成30年10月までの施術分

【不正受給額内訳】

施術所名	後期高齢者医療	国民健康保険	合計
ふくなり鍼灸院	2,714,544円（223件）	614,292円（71件）	3,328,836円（294件）
白濱鍼灸治療所	86,400円（12件）	—	86,400円（12件）
合計	2,800,944円（235件）	614,292円（71件）	3,415,236円（306件）

(3) 不正の内容

医師の同意を得ない施術（無同意施術）

※はり・きゅうの施術に係る療養費の受給について、初回は医師の書面による同意（3か月有効）が必要であり、施術を継続するためには3か月ごとに書面又は口頭で医師の再同意を得る必要がある。

2 事案への対応

(1) 不正受給分の返還

(2) 被害届の提出について（佐賀市）

「被害届」の提出について、警察に相談している。

3 経緯等

佐賀市国民健康保険において、平成30年10月施術分療養費支給申請書の審査の際、ふくなり鍼灸院から提出された同意書に記載された病名がレセプトの傷病名に記載されていないことから疑義が生じた。そこで、同意書記載の病名について現に診察した医師に確認したところ、同意していない旨の説明を受けたことにより、不正請求が発覚した。

その後、佐賀県後期高齢者医療広域連合（以下、広域連合という。）と情報共有し、連携・協力体制の下調査等を行った。その結果、広域連合においても、佐賀市国民健康保険と同様、ふくなり鍼灸院及び白濱鍼灸治療所による不正請求が判明した。

4 その他

(1) 公表内容について

国県等が行っている、不正請求により受領委任払を中止した場合の公表の例に習い、本件についても、施術所名等を含めて公表を行う。

(2) 再発防止策について（佐賀市）

度重なる不正事案、疑義案件の発生を受け、不正請求の再発を防止策として、平成31年4月、「不正請求の事例」、「法令等の遵守」、「不正発覚の際の厳正な対応（報道各社への氏名公表等）」を明記した通知文書を指定施術所等宛て送付した。なお、平成29年度の佐賀市のほり、きゅう、あん摩等助成事業における不正請求事案の発生を受け、市内の指定施術所に対しては、平成30年2月に説明会を開催して制度の周知を図り、「誓約書」を提出させた上で、再発防止に関する注意喚起を行っている。

【問い合わせ先】

佐賀県後期高齢者医療広域連合 業務課
給付係 担当：前田、中山
電話 外線：0952-64-8476
E-mail：info@saga-kouiki.jp

佐賀市役所 保健福祉部 保険年金課
給付係 担当：瀧上、本村
電話 外線：0952-40-7271
内線：700-1112